

次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護研究専門委員会議事録	
会議名	第1回次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護研究委員会
日程	2015年10月28日(水) 15:00~17:30
場所	産業技術大学院大学 265 会議室
出席者 (敬称略)	計31名
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>PIA201501012-1 第1回次世代ネットワーク型カメラのプライバシー保護研究専門委員会の開催</li> <li>PIA-20151028-1 監視カメラに関する国際標準の動向</li> <li>PIA20151028-2 個人情報影響評価PIAの実施手順</li> <li>PIA20151028-3 監視カメラに関するコンプライアンス</li> <li>PIA-20151028-4 監視カメラのプライバシー影響評価のフレームワーク検討資料</li> <li>PIA-20151028-5 第1回次世代ネットワーク型カメラのプライバシー保護研究専門委員会 アジェンダ</li> <li>20150930-001 前回の委員会の議事録</li> <li>PIA20151028-6 条例、ガイドライン</li> </ul>
No	議事詳細
1	<p>◆第1回次世代ネットワーク型カメラのプライバシー保護研究専門委員会 アジェンダ(瀬戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己紹介(初回不参加者のみ)</li> <li>前回の委員会議事録の内容確認(瀬戸)</li> </ul>
2	<p>◆監視カメラに関する国際標準の動向の説明(瀬戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>映像監視システムおよびプライバシー関連の国際基準の概要を紹介。規格のドキュメントの詳細は、所管の委員会から入手してほしい。著作権などの問題があり、情報提供は、公開情報のみとする。今後も適宜、概要を紹介する。</li> </ul>

No	議事詳細
	<p>質問：先ほどの説明で顔認証のバイオメトリックスの標準を決めるとの説明があったが、プライバシー関係の話なのか、個人識別の話なのか、それとも動作検知だけの話なのか教えて欲しい。</p> <p>瀬戸：正式なドキュメントが出てないので、何ともいえないが、プライバシー関係の記述はISO/IEC 30137 パート1で若干、触れると想定される。パート1では、プライバシー関係を全面的に検討するわけではない。顔認証、歩行動作等は、また別の規格扱いになるので、30137ではそのアルゴリズムの詳細の規格を決めるわけではない。今後規格を意識して活動する必要がある。</p>
3	<p>◆ 監視カメラのプライバシー影響評価のフレームワーク検討資料の説明（瀬戸）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オリンピック施設におけるネットワーク型監視カメラシステム設置運用を想定</li> <li>・ 改正個人情報保護法などの法的範囲内で可能な機能を明確にする</li> <li>・ 国際的なプライバシーリスク評価に準拠した評価を実施する</li> </ul> <p>開発検討内容は以下の3点である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 公共性をもつ民間分野の監視カメラ設置ガイドライン</li> <li>② ネットワーク型カメラPIAガイドラインおよび報告書の仕様</li> <li>③ 第三者機関（認定個人情報保護団体）</li> </ol> <p>上記の説明の後、下記の質疑応答があった。</p> <p>質問：対象が「公共性のある民間分野」とあるが、オリンピックは公共分野だと思われるが、もう少し範囲が広いとの理解か、どのようにお考えるか。</p> <p>瀬戸：言葉のあやであり、現行法で縛られた純公的なものでなく、チャレンジがきく対象を考えている。ただし、純粹民間対応は考慮していない。つまり、ある程度公共性のある領域で取得したデータの利用を、複数の異なる組織で利用できるように考慮したイメージである。オリンピックの施設内にカメラを置いたり、施設と施設の間の移動する所にカメラを置くイメージである。ある時は防犯で使い、ある時は防災に使ったり、ある時は人の移動情報をバス会社にビッグデータ解析をした匿名データを渡したりする応用を想定している。例えば、延長線上で考えるのは、百貨店、コンビニ、複合的なショッピングセンターの施設を考えている。それで「公共性のある民間分野」に至った。言葉に誤解があれば、修正すればいい。</p> <p>質問：カメラの設置場所が公共か公共でないかではなく、カメラの利用目的が防犯に限らない、マーケティング等の考えが重要になるか。</p>

No	議事詳細
	<p>瀬戸：その通りである。</p> <p>質問：施設の管理者がつける監視カメラと商店街が付ける公道の監視カメラとの扱いが違うと思う。オリンピック関係は公的分野のカメラになると思います。民間ではないと思う。また、オリンピックでは施設内管理者は、厳重な管理を引くことになると思う。その情報をどこかが利用したいとなればまた、話が変わってきたりする。そのあたりのフレームワークを明確にしておく必要がある。</p> <p>瀬戸：オリンピックは一般的な公共とは違う。特区的な扱いである。カメラの機能、技術的スペックは、ストレージではなくネットワーク型のイメージである。目的は、防犯、防災、だけではなく、それ以外のマーケティング等のイメージ。カメラの設置場所のイメージとしては、条例がある自治体の管轄ではなく、民間の大規模なショッピングモールなどで使えるイメージで考えている。文言はともかく、データの解析、提供などを行うアプリが想定され、各企業が相乗りで学習できるため、第一の展開として、オリンピックを想定出来るイメージの施設で行いたい。</p> <p>質問：杉並区などの条例対象は、区の設置カメラ以外の民間分野の設置カメラも対象になっている。</p> <p>瀬戸：神奈川県ガイドラインも同等である。改正個人情報保護法が出来て、どこまで、監視カメラがアクティブに使えるかになってきている。その時に個人情報保護で、まだグレーゾーンの部分がまだ残っており、業界団体（認定個人情報保護団体）で調整することが記載されている。国もPIAを想定していると思われる。ただ法律の中で、検討会ではキーワードがあったにもかかわらずPIAの記載には至らなかった。今回の改正個人情報保護法で、ネットワーク型カメラシステムをどこまで、出来るのかを検討していく。グレーゾーンの部分はPIAを実施して突破口にしたいと考えている。</p> <p>ガイドラインの方は、今回ガイドラインのたたき台を作って、実際フィールドでやってみて、色々問題が出てくる事が予想されるので、何回か実施して、実際使えるのは3年後のイメージでいる。</p>
4	<p>◆個人情報影響評価PIAの実施手順の発表（ ）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 実施手順の概要</li> <li>2. 予備PIA</li> <li>3. PIA実施計画書の作成</li> <li>4. 体制</li> </ol>

No	議事詳細
	<p>5. 簡易、詳細評価の選択</p> <p>6. PIA 評価</p> <p>6.1 評価準備</p> <p>6.2 リスクの識別</p> <p>6.3 リスクの評価</p> <p>7. PIA 報告書の作成</p> <p>8. PIA 報告書の提出</p> <p>・ 上記の説明後に下記の質疑応答があった。</p> <p>瀬戸：今回は監視カメラ向けの PIA ガイドランを作成する。医療分野などのガイドラインはあるので、これをベースにする。</p> <p>質問：監査、認証機関の話が出てこなかったが。誰がチェックしているのですか。</p> <p>瀬戸：PIA は適合性評価に相当しない (ISMS, CC とは異なる)。アセスメント報告書が出るとそれに対して、パブリックコメントをする。その過程が正しく行われたかどうかは第三者機関が評価する。環境影響評価とのアナロジーである。</p> <p>改正個人情報保護法では認定個人情報団体に任せると記載している。認定個人情報団体が適正に PIA が行われているか手順を評価する。</p> <p>質問：PIA を受ける主体はどこになりますか。</p> <p>瀬戸：設計書に対して PIA を実施する。評価は企画段階、基本設計、詳細設計どの段階でもいい。システムを実際構築前に実施する必要がある。主体は、システムカメラを設置する事業者になる。ただ、システムベンダーの支援が必要である。</p> <p>質問：医療情報の話があったが、カメラの映像情報がセンシティブ情報に値するのか、疑問に思った。カメラの使い方の制度設計かと思っていた。</p> <p>瀬戸：次世代ネットワークカメラと言っている意味は、今後、生体情報も対象になってくる。改正個人情報保護法では顔のデータは個人情報にあたる。カメラ自体の仕様は直接の評価対象ではない。部品の一つである。データの取得、保管、処理、配布、破棄のプロセスにある。</p> <p>質問：PIA を実施するのは誰か。カメラベンダーなのか、設置者なのか主体はどこになりますか。</p>

No	議事詳細
	<p>瀬戸：カメラメーカーは直接関係ない。PIA を実施するのは設置者になる。ただしシステムベンダーの協力が必要になる。</p> <p>質問：カメラは普通の個人情報と違い、写し方が問題になると感じていたが、データの処理の部分は、ISMS の評価基準で処理すれば良いと考えていた。入り口が中心になるのかと思っていた。</p> <p>瀬戸：主体者はカメラを設置するお客で、データ処理をするベンダーが特に協力しなければならない。ベンダーはそこで関係してくる。もちろん写し方、つまりデータの収集の方法が問題になる。収集、保管、処理、配布という観点で考える。カメラ自体は道具の一つである。付属的な評価対象である。</p> <p>瀬戸：カメラベンダーも PIA は重要である。ヨーロッパ等に売る場合のデータ保護規制の関係で、今後 PIA がわからないと販路が狭まると考える。</p> <p>質問：PIA のアセスメントを許可されないと次のフェーズに行けないイメージで聞いていた。メーカーが主体者にサンプルを提示しないと主体者が判断できないのかなと思った。協力はそのような事と思っている。お客様に OK をいただいて、見積りになるのかなと感じた。</p> <p>瀬戸：基本的には、企画段階、基本設計、詳細設計、あらゆる段階で PIA を実施する。つまり、具体的な契約をしてからの話になる（企画段階はこの限りではない）。香港は交通カードで何十回も PIA を実施している。アメリカ、ヨーロッパは、ここまで細かく、評価は実施していない。個人情報に関する設計変更があれば実施するというルールだけであり、コストの関係で判断すればいい。一般的に、上流側ほど、評価コストはかからない。</p> <p>質問：怖いのは何回もやり直しだと、それだけでコストが掛かり、カメラの値段がどうでもよくなる可能性があると感じた。</p> <p>質問：今後は、ハードウェアよりソフトウェアが重要と考えている。</p> <p>質問：個人情報に関する設計変更があれば実施するというルールだけであり、コストの関係で判断すればいい。一般的に、上流側ほど、評価コストはかからない。ハードは道具であり、評価の本質はアプリにある。</p>

No	議事詳細
	<p>質問：プライバシー影響評価で、システム、ソフトウェア、ライフサイクルプロセスがあるが、先ほど各段階で評価をなさいとあるが、システム企画書、システム要件定義書のそれぞれの段階で実施するのか。</p> <p>質問：監視カメラ系の契約は2段階でやらないと、まずいと思っている。</p> <p>瀬戸：個人情報に関する設計変更があれば実施するというルールだけであり、コストの関係で判断すればいい。一般的に、上流側ほど、評価コストはかからない。細かく実施しているのは香港の交通カードくらいであるどこでやるかは予算との兼ね合いでやっている。</p> <p>どこでやるかは実施者の判断。だれが判断するかはステークホルダーがそれで十分だと判断すれば問題ない。基本設計後に大幅に変更があった場合は、詳細設計でもう一度実施が言われている。</p> <p>質問：むしろシステム企画書作成、システム要件定義書のバリデーション項目に使えるものと考えている。</p> <p>質問：バリデーションではない、個人情報に関する安全性をアセスメントするだけである。設計検証作業、設計保証作業（デザインレビュー）ではない。個人情報の安全性の管理がされているか、情報提供主体の観点でアセスメントするものである。</p> <p>質問：日本でも共通フレームを守れと書いているので、共通フレームの中にシステムが入っているので、バリデーション項目のところにプライバシーを入れましたと言えば良い。</p> <p>瀬戸：一部チェック項目として重複する部分があるが、観点は情報提供者である。情報提供者の権利を守るという観点からのアセスメントであり、システムの検証ではない。</p> <p>監視カメラ用のPIAガイドラインを作成するのがポイントになってくる。また、PIAを機能させるフレームワークが必要である。</p> <p>このフレームワークは国際基準に準拠していて、そこから逸脱すると国際基準から認められなくなる。フレームワークは必ず遵守するステークホルダーがなんとか合意形成が出来るプライバシーガイドラインを作る必要がある。</p> <p>質問：コンクリートでやると大変である。</p> <p>質問：ヨーロッパのプライバシー評価から、日本のオリンピック競技場の監視カメラはなっていないと言われるのも怖い。</p>

No	議事詳細
	<p>質問：コストを掛けても大変なので、バランスが大事である。</p> <p>瀬戸：監視カメラのPIAの実施例を見ると、アメリカは、手順はしっかりしているが、内容はそれほど多くの事を実施していない。可能な範囲で実施することが重要である。本件は、今後の委員会で説明する。</p> <p>質問：最終的にこの協会のガイドラインで発行するのか。</p> <p>瀬戸：認定個人情報団体が発行することが大事だと思う。認定個人情報保護団体になれるような所でないとまずい。</p> <p>質問：認定個人情報団体と、ここの関係性をどうするのか。</p> <p>質問：協会の活動の方向性としては、おかしいのでは。</p> <p>瀬戸：この委員会では、関係者が合意したたたき台を作る。どのような体制をつくるかは、委員会での検討範囲としたい。</p> <p>質問：元々国に認めてもらうわけではない。個人情報保護法もそうだった。</p> <p>瀬戸：質問の主旨が理解できないが、改定個人情報保護法ではグレーの部分は、認定個人情報保護団体が仲裁にあると規定がある。グレー部分は、PIAが有効である。ゆくゆくは国に認められるような方向にもっていく。そのためにはオリンピックのようなイベントでの有効性の実証が必要。</p> <p>質問：業界団体ごとにあるのか。複数あるのか。</p> <p>瀬戸：詳細に調べていないが、現在の監視カメラ系の日本認定個人情報保護団体は警備関係の組織がある。ここで適切なのか、新たに設置するのか検討が必要である。</p> <p>質問：業界団体ごとに実施するのか。元々個人情報保護法もそうだったと思う。ガイドラインを公開すればいいのではないか。</p> <p>質問：証拠保全ガイドラインはインターネットで公開して、パブコメを求め、修正を加えている。民事裁判で使われたこともある。公開すれば、使うところも出てくる。皆がどんどん使えば、権威が増す。認定してくれとの物ではない。</p>

No	議事詳細
	<p>質問：結果としてデファクトスタンダードになれば良い。他国との整合性を合わせたつもりである。内容を上げる。</p> <p>質問：まず第一歩は内容を上げる。そしてパブコメを貰う。</p> <p>瀬戸：ここでは何かを決めるのではなく、技術的観点やフレームワークの検討だったり、ドライバーになる、監視カメラのガイドラインだったりをご提示する。パフォーマンスの仕組みは入っていない。業界での合意形成を行ったうえで進める。</p> <p>質問：案を作って、ブラッシュアップして、世の中に認められればデファクトスタンダードになる。</p> <p>瀬戸：その通りである。この委員会で、国際標準に準拠した案をつくり、実際のフィールドで実証し、制度化の方向にもっていきたい。</p>
5	<p>◆監視カメラに関するコンプライアンス（ ）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 論点</li> <li>2. 個人情報に関する法律</li> <li>3. 個人情報とプライバシー</li> <li>4. 監視カメラなどに係るプライバシー問題</li> <li>5. その他のコンプライアンス</li> <li>6. 今後の方針</li> </ol> <p>・ 上記の説明後に下記の質疑応答があった。</p> <p>瀬戸：次世代ネットワーク型カメラシステムは、データ処理するので、改正個人情報保護法が重要になる。今まで出来なかった事が、出来るようになってくる。</p> <p>質問：監視カメラと言っていると、やはり防犯目的に絞っているのか、それとも、それ以外も対象になるのか。</p> <p>瀬戸：防犯だけではなく、防犯、防災、マーケティングが目的になる。監視カメラだと語気が強くなってしまっただが、良い表現はないか。命名も本委員会の検討テーマである。</p> <p>意見：見守りとかあるが。</p>

No	議事詳細
	<p>意見：横浜の見守りの NPO 法人が中心になり、センサーネットで、お年寄りの見守りをしているが個人情報の取り扱いをしている。システムを作る人間としては基準が欲しい。ガイドライン通りに作業、構築を行っているが、もし個人情報が漏洩した場合、ガイドラインを守って構築、運営をしているので、システム担当者に責任はありませんといえる基準や、ガイドラインが欲しい。</p> <p>瀬戸：今回のガイドラインはカメラと言っているが付帯情報としてセンシティブ情報も対象にしている。今までは、データの第三者提供とかは対象にしていなかったが、今回は踏み込み、可能性を検討したい。そこまで踏み込んでプライバシー影響評価の体系ガイドラインを作成する。ガイドライン作成にあたり、評価シートの中に導入要件を入れる。詳細はまた、別途説明する。改正個人情報保護法で、匿名化して、第三者提供を行えるようになることが特徴で評価シートの方にフィードバックされる。</p> <p>意見：インテリジェンスカメラだけが対象ではなく、アナログカメラを単純に撮るだけでも、映像データがサーバに入ってしまうと、動き検知等のデータ処理を行っているので、対象を広げるべきである。</p> <p>瀬戸：テクニカルで安全であっても、ユーザーが安心かを PIA で合意形成を図る必要がある。</p> <p>質問：プライバシーと個人情報保護法とは、ずれがあると思っている。個人情報は個人を識別する為の情報で、プライバシーとは、必ずしも一致しているとは思わない。</p> <p>瀬戸：日本にプライバシーに関する法律がない。今回のプライバシーとは、個人情報を含む概念である。改正個人情報でのプライバシーの定義を明確にしたい。次世代ネットワーク型監視カメラシステムでのデータ処理機能が、合法でどこまで出来るのかを検討していきたい。</p>
6	<p>・ 次回の委員会予定 (瀬戸)</p> <p>次回 11 月 25 日 (水) 16 時から 2 時間ほど                  場所は産業技術大学院大学を予定している。                  内容の詳細は後日 ML にて連絡。</p> <p>・ 1 日本画像認識協会より 1 月 20 日に日本画像認識協会のセミナーの件の確認。                  ・ 次世代ネットワークカメラの方針等を適用したいのは、オリンピックの施設関連である。                  日本オリンピック委員会に今回の活動を提案したい (瀬戸) 。 →                    など協会への確認</p>

No	議事詳細
	<p>→協会としては了解（ ）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以前に2、3回、東京都のオリンピック準備委員会、日本オリンピック委員会に行っているが、あまり話に乗ってこないで、出席者の中に日本オリンピック委員会につてがあれば、提案に協力して欲しい。別途、関係企業と意見交換させて欲しい。</li> <li>・認定個人情報保護団体をどこにするかというのは、委員会の範囲外である。認定個人情報保護団体となるスペックを明確にし、候補は提案したい（瀬戸）。</li> </ul>

以 上